

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案 略称「原子力被害者早期救済法案」について

平成 23 年 7 月
自由民主党・公明党・みんなの党
たちあがれ日本・新党改革

1. なぜ本法案が必要なのか

救済策が「遅い」「(対象が)狭い」「不明確」という被害者からの批判の大きな要因は、現在の原子力被害者救済が、東京電力、紛争審査会任せにされている点にあるといえ、まして民間企業の財務状況により仮払金の支給が制限されることなどは本末転倒。
本法案は、東京電力の賠償責任は厳しく追及しつつも、原子力被害者救済に国が前面に立つことにより、これを早期に行おうとするもの。いわば「原子力被害者早期救済法案」。

2. 「遅い」「狭い」「不明確」をどのように改善するのか

- ① 東電だけでなく、農協、漁協、商工会などの協力等により事務手続きの迅速化、現行 1 / 2、上限ありという仮払条件の大幅改善などにより「早期」仮払いを実現（原則、6割から8割以上、上限なしを想定）。
- ② 自主避難、近隣の汚染除去など紛争審査会の対象外となっている応急対策を実施し得る基金を設置し、「幅広い」救済を実現。
- ③ 差押え、譲渡、担保の禁止といった権利の保護などに関する諸規定を整備することにより、「確実」な救済を実現。

3. 「原子力損害賠償支援機構法案」等ではなぜ解決にならないのか

第2次補正予算による政府補償 1 2 0 0 億円の計上、「原子力損害賠償支援機構法案」がたとい実現し、「資金」は確保されても、結局、現在の紛争審査会・民間仮払任せのまま。「遅い」「狭い」「不明確」という救済条件を根本的に解決するには、別途、本法案の成立が不可欠。